

安 全 衛 生 情 報 R7.6

富士労働基準協会

TEL 0545-52-5801 fax 0545-53-0333

mail : kousyu@fujiroukikyo.jp

【 令和 6 年労働災害発生状況（静岡労働局） 】

注）本統計にはコロナによる死傷者数は除かれています

【令和 6 年死亡災害の概要】

- 1 総数 25 人
- 2 業種（多い順 カッコ内は全体に占める割合 以下同じ）
 - ① 製造業 10 人（40%）
 - ② 建設業 6 人（24%）
 - ③ 農林業 3 人（12%）
- 3 事故の型
 - ① はさまれ・巻き込まれ 8 人（32%）
 - ② 墜落・転落 6 人（24%）
 - ③ 激突され 3 人（12%）
- 4 監督署別
 - ① 浜松署 6 名 ② 島田署 5 名 ③ 沼津署・三島署 各 4 名
 - ④ 富士署・静岡署・磐田署 各 2 名

【令和 6 年死傷災害（休業 4 日以上）の概要】

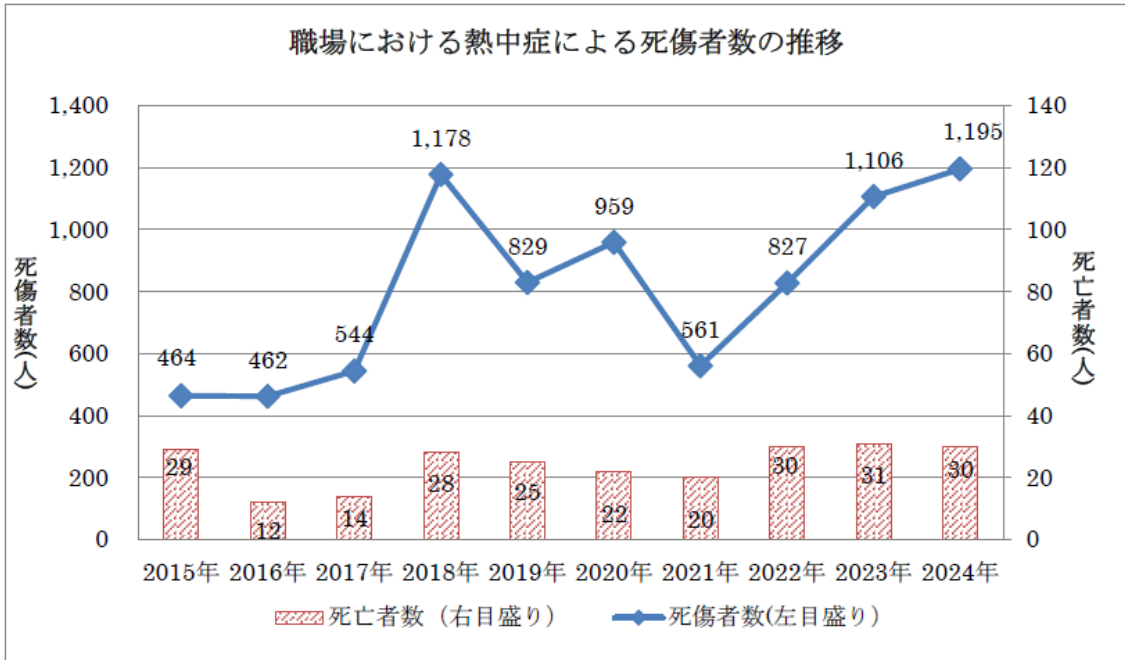
- 1 総数 4,598 人 過去 5 年で最も少なかった令和 2 年に比べ、244 人、5.6%増加
- 2 業種（多い順 カッコ内は全体に占める割合 以下同じ）
 - ① 製造業 1,359 人（29.6%）
 - ② 商業 689 人（15.0%）
 - ③ 運輸交通業 574 人（12.5%）
- 3 事故の型
 - ① 転倒 1,145 人（24.9%）
 - ② 墜落・転落 742 人（16.1%）
 - ③ 動作の反動・無理な動作 655 人（14.2%）
 - ④ はさまれ・巻き込まれ 592 人（12.9%）
- 4 監督署別
 - ① 浜松署 1,077 人 ② 静岡署 761 人 ③ 島田署 705 人
 - ④ 磐田署 613 人 ⑤ 富士署 514 人 ⑥ 沼津署 475 人
 - ⑦ 三島署 453 人

《令和6年死亡災害事例（抜粋）》

事故の型	業種 起因物	災害の概要
はさまれ・ 巻き込まれ	化学工業 射出成型機	発砲スチロールの射出成型機に製品用の金具を金型に取り付ける作業を成型機内部で行っていたところ、 <u>金型に頭をはさまれた</u>
	食料品製造業 エレベーター・ リフト	昇降機（積載荷重 200kg）の異音確認のため昇降路内のピットに立入っていたところ、 <u>昇降機の搬器が落下し、搬器底部とピット床面の間にはさまれた</u>
	化学工業 粉碎機	減容機（廃発泡スチロールを破碎→溶融→押出する機械）の破碎装置内に上半身を入れて、脱落した破碎装置の羽根を火ばさみを用いて取ろうとしていたところ、 <u>補助者が誤って（起動ボタンの押し間違い）破碎装置を起動させ、破碎装置に巻き込まれた</u>
	製紙業 ロール機	製造ラインの乾燥を行う箇所にて損紙が発生し、その除去を行い、 <u>機械を再稼働した際に被災者が安全な場所に避難できておらず、左足が巻き込まれた</u>
激突され	一般機械器具製造業 プレス機械	タレットパンチプレスの作業で、金属板がクランプされていない不具合が発生したため、テーブル付近で調整作業を行っていたところ、 <u>テーブルが動きだしキャリッジ端部のカバーが顔面右こめかみに激突した</u>
墜落・転落	その他の接客娯楽業 脚立	ゴルフ場内の高木の剪定作業で、三脚脚立に乗り、チェーンソーを使用して枝打ちをしていたところ、 <u>地上からの高さ 1.59メートルの踏さんから地面に墜落し、首の骨を折った</u>
飛来・落下	その他の製造業 フォークリフト	フォークリフトにより高さ 1.6 m 持ち上げたコンテナのラッピング作業（コンテナ内の部品が脱落しないよう樹脂製フィルムを巻き付ける作業）を行っていたところ <u>コンテナが落下し激突した</u> （コンテナ：縦 1.8m × 横 1.3m × 高さ 1.5m、重量約 1 t）
	道路貨物運送業 荷姿のもの	荷主先でパレット荷物をハンドリフトで積み込み作業中、大型トラック荷台内で <u>パレット上の荷物が崩れ被災者頭部へ落下した</u>
転倒	土木工事業 玉掛用具	プラスチック敷板 75 枚（重量約 2.5 トン）をドラグ・ショベルを使用してスリンガー一本で吊り上げたところ <u>プラスチック敷板が崩れ、荷の横にいた被災者が後ろに転倒、地面に頭を打った</u>
有害物等との接触	農業 有害物	窓と戸を閉め切った倉庫内で、 <u>内燃機関式フォークリフト</u> を用いて作業を行っていたところ、 <u>一酸化炭素中毒</u>

《熱中症による死傷者》

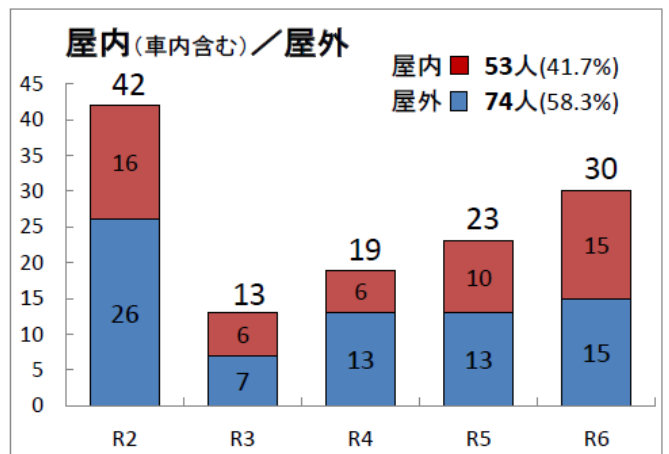
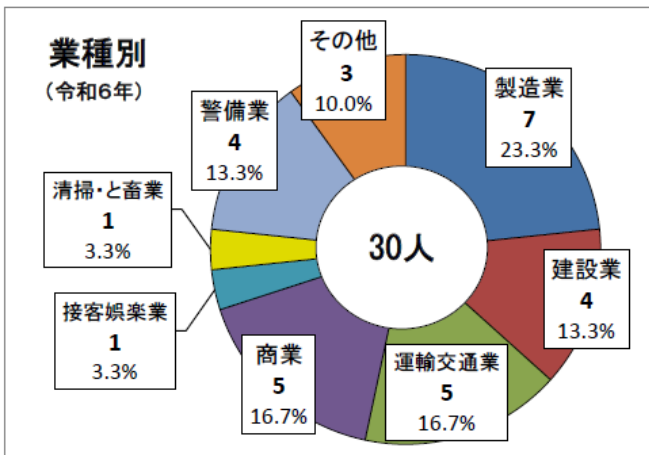
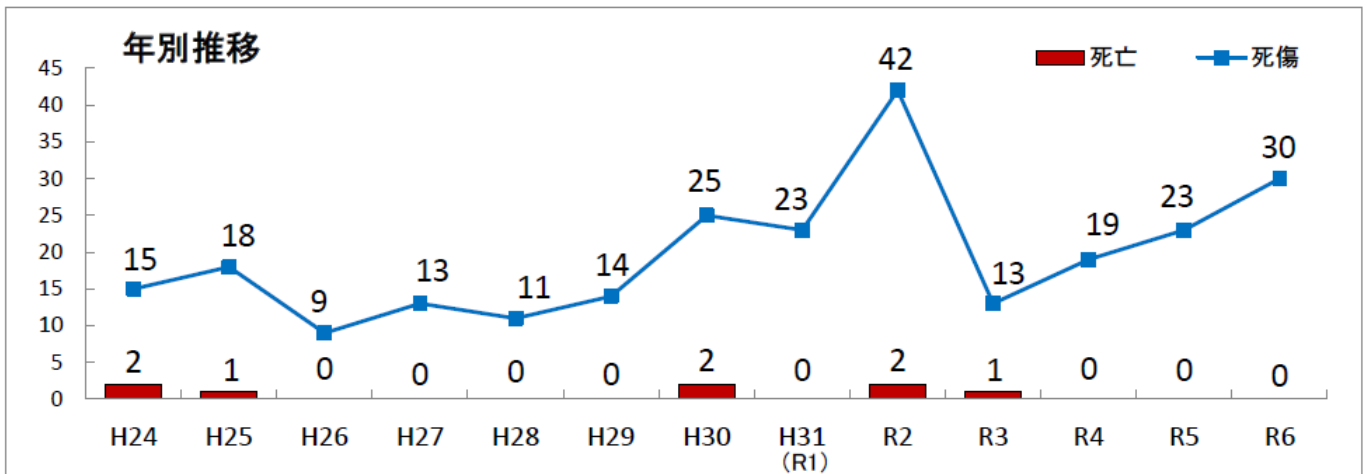
厚生労働省 (2024年数値はR7.1速報値)



2024年業種別発生状況 ()内死亡者数
 製造業 227人(6人)、建設業 216人(8人)、運送業 186人(6人)

令和6年 静岡県内の熱中症による死傷災害発生状況

静岡労働局



【 熱中症に関する労働安全衛生規則改正 】

労働安全衛生規則第612条の2（R7.6.1 施行）

（熱中症を生ずるおそれのある作業）

第六百十二条の二

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは※、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは※、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない

※「WBGT28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で連続 1 時間以上又は 1 日 4 時間以上の実施」が見込まれる作業

【 新たな『立入禁止等』の規制 】

本年 4 月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の 1、2 を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令のなかで、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、搭乗の禁止など）について、事業者が実施する措置が対象

- ・労働安全衛生規則
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則
- ・ゴンドラ安全規則

《対象となる作業等に関する措置の例》

対象（抜粋）	措 置 内 容
自動送材車式帯のご盤使用作業場	作業に従事する者が送材車と歯との間に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該箇所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない
車両系荷役運搬機械等（フォークリフト等）	当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない
貨物自動車（100kg以上の荷の積み卸し作業）	作業に関係する者以外の者（労働者を除く。）が同項の作業を行う箇所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。（ 新設条項 ）
車両系建設機械（ドラグショベル等）	当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない
ガス装置室 ガス集合溶接装置	①係員のほかみだりに立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、ガス装置室が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること ②ガス集合装置から五メートル以内の場所では、喫煙、火気の使用又は火花を発生おそれのある行為について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所において喫煙、火気の使用又は火花を発生おそれのある行為が禁止されている旨を見やすい箇所に表示すること

はい付け・はいくずしの作業箇所	当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない
ホッパー・ずりびんの内部等埋没危険場所での作業	禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない
型わく支保工の組立て・解体作業	当該作業を行う区域に当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること
墜落により危険を及ぼすおそれのある箇所	関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない
・墜落防止設備のない足場作業床 ・墜落防止設備のない架設通路	作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止すること
クレーン・移動式クレーン等作業	次の各号のいずれかに該当するときは（一本吊り、ハッカー等）、当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷（第六号の場合にあっては、つり具を含む。）の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない
建設用リフト作業	作業に従事する者が次の場所（搬器の昇降によって危険を生ずるおそれのある箇所等）に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない
ボイラー室その他ボイラー設置場所	関係者以外の者がみだりに立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること

注) 上記措置については、自社労働者に対しても適用されます（貨物自動車に関する規定を除く）

《改正の趣旨等》

【改正の趣旨】（令和6年4月30日基発0430第4号より）

- 事業者は、危険が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除き、当該場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととしたこと。
- 立入禁止又は火気使用の禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法も認められるところ、改正省令により、改めて表示による禁止も含まれることを条文上明示したこと。
- なお、これは表示による禁止も可能であることを改めて条文上明示したに過ぎず、立入禁止の方法はバリケードの設置やロープ、柵当（等？）の設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すればよく、表示による禁止が最も適切である等の趣旨を表したのではないこと

【解釈等】（上記通達より）

（措置義務の対象に含まれる者の範囲）

- 改正省令により、新たに立入禁止、退避等の措置対象に追加された特定の場所において作業に従事する者とは、作業の内容如何に関わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいい、たとえば次に掲げる者が含まれること。
 - ①当該場所では何らかの作業に従事する他社の社長や労働者
 - ②当該場所では何らかの作業に従事する一人親方
 - ③当該場所では何らかの作業に従事する一人親方の家族従事者
 - ④当該場所に荷物等を搬入する者

注）今回の改正のうち、対象となる事業場が相当数あると思われる「フォークリフト作業」について、あらためて現状を踏まえた「作業計画※」を労働安全衛生規則に基づき適正に作成し、作業計画において「立入禁止」の措置内容を明確にすることが望ましいと思われまます（協会編者）

※「作業計画例」

静岡労働局健康安全課
各種リーフレット等（安全衛生関係）



2025年1月1日より労働安全衛生関係の以下の手続について、電子申請が義務化されています

- ① 労働者死傷病報告
- ② 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ③ 定期健康診断結果報告
- ④ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ⑤ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ⑥ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ⑦ じん肺健康管理実施状況報告

【これだけ体操】

腰痛対策をどう行うか？ 自分で実践できる具体的な方法



「腰椎の機能障害」への対策に加え「脳の機能障害」への対策も重要です！
つまり、両者は **腰痛対策の車の両輪** なのです！



「腰椎の機能障害」への対策

「脳の機能障害」への対策

車の両輪① **「腰椎の機能障害（髄核の位置のズレ）」を起こさないための対策**

髄核が後ろへズレて「ぎっくり腰」や「ヘルニア」といった腰での事故を起こさないための対策を紹介します！

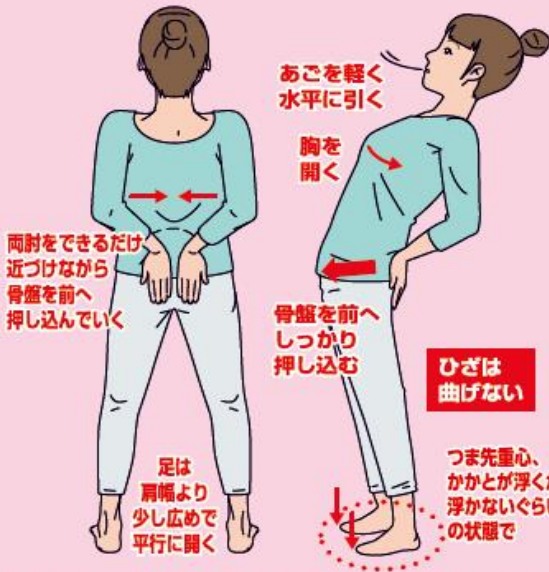
忙しい合間の **腰痛予防の「これだけ体操®」**

移動など前屈みでの作業後、重い物を持った後、しばらく座りっぱなしだった後（特に腰に違和感を感じた時）には、「これだけ体操®」をやりましょう！

● どうやるの？

息を吐きながら、**3秒間**
骨盤をしっかり押すだけ

1~2回



基本姿勢としての **パワーポジション**

挙上や移動、前屈みになる時などの動作時は、下の **パワーポジション** を保つよう習慣化させましょう！
少しだけ胸を張る感じで **重量挙げ選手がバーベルを持ち上げる時の姿勢** をイメージしてください！



面倒くさがらずに徹底すべき日頃の習慣

介護の現場では、**パワーポジション** を基本としつ下に示したような工夫も習慣化させましょう！



Q:なぜすぐに腰を反らすと良いのでしょうか？
A:後ろへズレた髄核が中央に戻りやすいからです。



*余裕があれば前屈み作業の前にも1~2回しっかり反らしておくことさらに良いでしょう。

【 関係機関、助成金、相談窓口等情報 】

1 【関東安全衛生技術センター東京試験場（免許試験）】

所在地：東京都港区海岸 1 - 11 - 1 ニューピア竹芝ノースタワー21階

TEL：03-6432-0461

※ 免許試験のオンライン申請も可（一部試験を除く）

2※ 【エイジフレンドリーガイドライン補助金制度】 TEL：03-6381-7507

《申請担当》一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」 対象：①リスクアセスメント関連経費 ② 高年齢労働者の労働災害防止対策コース、③ 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース、④ コラボヘルスコース（①・②・③上限 100 万円、④上限 30 万円）

※ 補助金申請受付期間 令和 7 年 5 月～令和 7 年 10 月

3※ 【化学物質のリスクアセスメント相談窓口】 TEL: 050-5577-4862（無料）

《相談窓口》テクノヒル株式会社 化学物質管理部門

～化学物質管理（ラベル・SDS・リスクアセスメントなど）に関する電話相談～

開設期間：令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 平日 10：00～17：00

4 【静岡産業保健総合支援センター】

TEL：054-205-0111（無料）

産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施

- ・産業医等産業保健スタッフ向け専門的研修、事業主等向け相談対応
- ・メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による個別訪問支援
- ・事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

5 【富土地域産業保健センター】

TEL：0545-57-5211（無料）

産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施

- ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導、健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

6 【中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援】

- ・中央労働災害防止協会などの災害防止団体による支援（無料）

〈令和 7 年度「全国安全週間」スローガン〉

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

【第 14 次労働災害防止計画目標】

- ◎ 死亡災害 5 %以上減少
- ◎ 死傷災害の増加傾向に歯止めをかけ 2027 年までに減少